

質問第七号

学校用楽器の減税に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十四年十月二十六日

小川友三

参議院議長 松平恒雄殿

学校用楽器の減税に関する質問主意書

楽器は、高等学校、大学、専門学校が学生の情操教育上必要欠くべからざるものであるが、四〇%の課税により買入れに困難している。一〇%ぐらい引き下げるべきと思うが、政府は減税する意思があるか。